

紀の川市公用車有料広告掲載に関する基準

令和4年2月25日

(趣旨)

第1条 この基準は、紀の川市広告事業実施要綱（平成19年紀の川市告示第5号。以下「要綱」という。）及び紀の川市広告事業実施基準（平成19年2月1日制定。以下「実施基準」という。）に定めるもののほか、紀の川市が所有する公用車（以下「公用車」という。）に広告を有料で掲載すること（以下「広告掲載」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応募資格)

第2条 広告掲載の応募資格を有する者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 和歌山県内に所在する事業所又は団体
- (2) 紀の川市における暴力団の排除の推進に関する条例（平成23年紀の川市条例第11号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団等でないこと。
- (3) 市外事業者においては国税、市内事業者においては市税の滞納がないこと。

(広告の掲載及び撤去方法等)

第3条 広告の掲載方法は、広告の内容を表示した脱着可能のマグネットシート（以下「広告物」という。）を公用車に貼り付ける方法によるものとする。

- 2 前項の広告物は、広告掲載期間中における車体からの剥離及び広告撤去時における車体への損傷を生じさせないものでなければならない。
- 3 広告物の掲載及び撤去は、広告掲載の承諾決定を受けた者（以下「広告主」という。）が行うものとし、その作業を行うときは、公用車の使用に支障が生じないように市と協議の上、日程及び工程を決定し、市の指示に従うものとする。
- 4 公用車への広告掲載のほか、広告主のうち希望者に対して、紀の川市役所本庁舎1階のデジタルサイネージへ公用車に掲載する広告と同じ画像を掲載できるものとする。

(広告の規格及び掲載料等)

第4条 広告の掲載対象車、掲載位置、掲載枚数、規格、広告掲載料等は、別表のとおりとする。

(広告の掲載期間)

第5条 広告の掲載期間は、第10条の契約締結後に掲載を開始した日からその日の属する年度の末日までとする。

(広告物の掲載基準等)

第6条 広告物は、実施基準第5条及び次の各号のいずれにも適合するものでなければならない。

- (1) 第4条に規定する規格等に準じたもの
- (2) 車両運行上の支障とならないもの
- (3) 発光、蛍光又は反射効果を有する材料を使用しないもの
- (4) 交通事故を誘発し、又は交通の安全を阻害しないもの
- (5) その他市長が特に必要と認めるもの

(広告の募集)

第7条 広告の掲載者の募集は、市長が公用車の運営管理状況等を踏まえて、その方法、枠数、仕様、対象車両、台数等を決定のうえ、市の広報紙及びホームページへの掲載により行うものとする。

- 2 募集の期間は、市長が別に定める日から6月末日までとする。ただし、募集期間内に広告主の決定台数が前項の募集台数に達し次第、締め切るものとする。

(広告の申込み)

第8条 公用車への広告掲載を希望する者は、紀の川市公用車広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に市長が必要と定める書類を添えて市長に提出しなければならない。

(広告主の決定)

第9条 市長は、前条の申込書の提出があったときは、先着順に要綱第7条及び第8条の規定に基づき審査を行い、その結果を紀の川市公用車広告掲載承諾可否決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

(契約の締結)

第10条 前条により広告主が決定した場合は、広告主は市長と紀の川市公用車有料広告掲載事業契約を締結するものとする。

(広告の作成)

第11条 広告は、広告主の責任において作成し、その費用はすべて広告主が負担するものとする。

- 2 広告主は、広告掲載期間の開始日の1週間前までに、前項の広告を市長へ提出するものとする。

(広告内容の変更)

第12条 広告主は、広告掲載期間中に広告内容を変更しようとするときは、紀の川市公用車広告掲載変更申込書（様式第3号。以下「変更申込書」という。）に変更後の広告の見本を添えて、市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の変更申込書の提出があったときは、要綱第7条及び第8条の規定に基づき審査を行い、その結果を紀の川市公用車広告掲載変更承諾可否決定通知書（様式第4号）により広告主に通知するものとする。

(広告掲載料の納付)

第13条 広告主は、掲載期間の広告掲載料を市が指定する期日までに、市の発行する

納入通知書により指定の金融機関に納付しなければならない。ただし、市長が認める場合は、この限りでない。

(広告掲載料の還付)

第14条 既納の広告掲載料は、還付しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

(広告主の責任)

第15条 広告主は、広告の内容その他の広告掲載に関するすべての事項について一切の責任を負うものとする。

2 広告主は、広告の掲載により第三者に損害を与えたときは、自己の責任及び負担において解決しなければならない。この場合において、市は、第三者に対する損害について、いかなる理由があっても一切その責任を負わないものとする。

(禁止行為)

第16条 広告主は、次に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 市の広告掲載業務の運営及び維持を妨げる行為
- (2) 広告掲載に関する権利又は義務を第三者に譲渡又は承継する行為
- (3) その他市長が特に不適切と認める行為

(広告掲載の取り消し)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、広告掲載の取り消しを決定することができる。

- (1) 指定期日までに広告掲載料が納付されないとき。
- (2) 広告主又は広告の内容が法令に違反しているとき、又はそのおそれがあるとき。
- (3) 広告掲載の申込みに当たり、虚偽の記載があったとき。
- (4) 広告主の責に帰する社会的問題等を起こしたとき。
- (5) 広告主が前条に規定する禁止行為を行ったとき。
- (6) 第2条の応募資格の要件を満たさなくなったとき。
- (7) 前各号に定めるもののほか、公用車への広告掲載が適切でないとして市長が判断したとき。

2 広告主は、広告掲載期間中において、広告掲載を取りやめようとする場合は、事前に市長に紀の川市公用車広告掲載取消申込書(様式第5号)を提出しなければならない。

3 市長は、前2項の規定により広告掲載の取り消しを決定したときは、紀の川市公用車広告掲載取消決定通知書(様式第6号)により、広告主に通知するものとする。

4 第1項の規定により広告掲載の承認決定を取り消した場合において、広告主に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(広告物の修復)

第18条 天災その他の不可抗力による広告物の毀損、第三者による広告物の毀損、盗

難滅失等があったときは、広告主は再度、広告を作成し、掲載できるものとする。

- 2 前項の場合において、市はその責を負わない。ただし、市の責に帰すべきことが明らかでない場合は、この限りでない。

(原状回復)

第19条 広告主は、第5条に規定する広告掲載期間が満了したとき、又は第17条により掲載の承諾を取り消されたときは、速やかに広告物を撤去し、公用車を原状に復さなければならない。

- 2 広告主が、前項の規定により速やかに広告物を撤去しないときは、市長は公用車から広告物を撤去することができる。

- 3 広告物の掲載、撤去等の際に広告主の責任により、公用車の塗装等に損害が生じた場合は、広告主がその修復費用を負担するものとする。

(補則)

第20条 この基準に定めるもののほか、広告掲載について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この基準は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年3月22日)

この基準は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

項目	基準	備考
掲載対象車	一般公用車＝9台	広告掲載車両はその運行状況を踏まえ、第9条による決定の通知の際に市が指定する。 ※行先等により職務上適当でないとき、一時的に広告を取り外す場合がある。
掲載位置	後方両ドア側面	
掲載枚数	1台当り2枚	
広告物の規格（サイズ等）	縦30cm×横60cm程度、厚さ0.5mm以上1.0mm以下とし、車体から剥がれにくいものとする。	掲載する広告の中に「有料広告」と表示し、表示のサイズは縦4cm×横12cm以上とすること。公用車の車体への直接塗装及び粘着フィルム等の貼付によることはできない。
広告掲載料（税込）	3台＝81,000円／期間 6台＝162,000円／期間 9台＝243,000円／期間	
紀の川市役所本庁舎1階デジタルサイネージへの掲載データ	形式：JPEG/JPG/PNG/BMP サイズ：最大1,920×1,080pixel（縦×横） Microsoft Officeファイル：PPT/PPTX 広告画像の中に「有料広告」と表示したものをCD-ROMデータで提出すること。	広告主のうち希望する者は、公用車へ掲載する広告と同じ画像データをデジタルサイネージへ、期間中の開庁日に1日最低30分掲載

紀の川市公用車広告掲載申込書

（宛先）紀の川市長

申込者所在地
 称号又は名称
 代表者職
 氏名
 電話番号
 電子メール
 担当者氏名

紀の川市の公用車に広告を掲載したいので、紀の川市公用車有料広告掲載に関する基準第8条に基づき、次のとおり申し込みます。

広告の内容	
広告掲載希望期間	年 月 日 ～ 年 3月31日
広告掲載希望台数	台（デジタルサイネージへの掲載希望 有・無）
主な事業内容	
添付書類	誓約書（個人、法人・団体）いずれか1部 事業所案内等規模及び業務内容の分かるもの（全申込者）1部 住民票の写し（個人）1部 現在事項証明書又は履歴事項全部証明書（法人）1部 ※上記証明書はいずれもコピー不可で、発行後3箇月以内のもの 規約、参加企業、店舗等一覧表の写し（団体）1部 市税の完納（未納税金が無いこと）を証明する書類（市内個人、法人） 国税の納税証明書その3の2（市外個人）1部 国税の納税証明書その3の3（市外法人）1部 広告の原稿案 2部 その他必要なもの

- （注）
- 1 広告の内容は、イメージアップ広告など、その内容を記入してください。
 - 2 広告掲載承諾の決定後に広告の内容を変更することは可能ですが、その内容について事前に承認を得てください。
 - 3 広告の内容が、掲載等広告としてふさわしくない場合には、内容の変更を依頼することがあります。
 - 4 変更の依頼に従っていただけない場合には、広告掲載等をお断りすることがあります。
 - 5 申込いただいた広告の掲載を承諾した場合、文書にて通知します。
 - 6 広告掲載車両はその運行状況を踏まえ、市が指定します。

紀の川市公用車広告掲載承諾可否決定通知書

様

紀の川市長

年 月 日付けで申し込みのありました紀の川市の公用車への広告掲載について、次のとおり承諾【する・しない】ことに決定しましたので通知します。

広告掲載承諾期間	年 月 日～ 年 3月31日
広告掲載承諾台数	台（デジタルサイネージへの掲載 可・否）
広告掲載料（税込）	円
広告掲載承諾車両	車種： ナンバープレート：
	車種： ナンバープレート：
	車種： ナンバープレート：
	車種： ナンバープレート：
	車種： ナンバープレート：
	車種： ナンバープレート：
	車種： ナンバープレート：
	車種： ナンバープレート：
広告掲載の条件	<ol style="list-style-type: none"> 1. 広告掲載料は、納入通知書に記載の指定期日までに納付すること。 2. 広告の内容を変更する場合は、事前に市の承諾を得ること。 3. 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。 4. 承諾の決定を取り消した場合において、市は損害賠償の責任を一切負わないこと。 5. この承諾決定によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承しないこと。 6. 紀の川市広告事業実施要綱及び紀の川市広告事業実施基準並びに紀の川市公用車有料広告掲載に関する基準を厳守すること。
承諾しない場合の理由	
その他	

紀の川市公用車広告掲載変更申込書

（宛先）紀の川市長

申込者所在地
 称号又は名称
 代表者職
 氏名
 電話番号
 電子メール
 担当者氏名

年 月 日付け第 号で承諾決定通知のあった紀の川市の公用車への広告掲載について、紀の川市公用車有料広告掲載に関する基準第12条の規定に基づき、次のとおり広告内容の変更を申し込みます。

広告内容変更台数	台（デジタルサイネージの変更 有・無）
広告内容を変更する 車両	車種： ナンバープレート：
	車種： ナンバープレート：
	車種： ナンバープレート：
	車種： ナンバープレート：
	車種： ナンバープレート：
	車種： ナンバープレート：
	車種： ナンバープレート：
	車種： ナンバープレート：
広告内容変更期間	年 月 日～ 年 3月31日
変更の内容	【変更前の広告内容】
	【変更後の広告内容】
添付書類	変更後の広告原稿 2部

紀の川市公用車広告掲載変更承諾可否決定通知書

様

紀の川市長

年 月 日付けで申し込みがありました広告内容の変更について、次のとおり承諾【する・しない】ことに決定しましたので通知します。

広告内容変更 承諾台数	台（デジタルサイネージの変更 可・否）
広告内容を変更する 車両	車種： ナンバープレート：
	車種： ナンバープレート：
	車種： ナンバープレート：
	車種： ナンバープレート：
	車種： ナンバープレート：
	車種： ナンバープレート：
	車種： ナンバープレート：
	車種： ナンバープレート：
変更後の 広告掲載承諾期間	年 月 日～ 年 3月31日
広告掲載の条件	1. 広告の内容を変更する場合は、事前に市の承諾を得ること。 2. 広告主は、広告の内容等、掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。こと。 3. 承諾の決定を取り消した場合において、市は損害賠償の責任を一切負わないこと。 4. この承諾決定によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承しないこと。 5. 紀の川市広告事業実施要綱及び紀の川市広告事業実施基準並びに紀の川市公用車有料広告掲載に関する基準を厳守すること。
承諾しない場合の 理由	
その他	

紀の川市公用車広告掲載取消申込書

（宛先）紀の川市長

申込者所在地
 称号又は名称
 代表者職
 氏名
 電話番号
 電子メール
 担当者氏名

年 月 日付け第 号で承諾決定通知のあった紀の川市の公用車への広告掲載について、紀の川市公用車有料広告掲載に関する基準第17条の規定に基づき、次のとおり取消しを申し込みます。

広告掲載取消期間	年 月 日～ 年 3月31日
広告掲載取消台数	台（デジタルサイネージの取消 有・無）
広告掲載取消車両	車種： ナンバープレート：
	車種： ナンバープレート：
	車種： ナンバープレート：
	車種： ナンバープレート：
	車種： ナンバープレート：
	車種： ナンバープレート：
	車種： ナンバープレート：
	車種： ナンバープレート：
取消しの理由	
その他	

紀の川市公用車広告掲載取消決定通知書

様

紀の川市長

年 月 日付け第 号で承諾しました紀の川市の公用車への広告掲載について、
次の理由により掲載の取り消しを決定しましたので通知します。

広告掲載を取り消す 車両台数	台（デジタルサイネージの取消 可・否）
広告掲載取消車両	車種： ナンバープレート：
	車種： ナンバープレート：
	車種： ナンバープレート：
	車種： ナンバープレート：
	車種： ナンバープレート：
	車種： ナンバープレート：
	車種： ナンバープレート：
	車種： ナンバープレート：
広告掲載を 取り消す理由	